

# オリンピック・パラリンピック教育の取組状況について

## 1 国の動き

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」が平成27年11月27日閣議決定。

▼

(抜粋)「…大会開催を契機に、**オリンピック・パラリンピック教育**の推進によるスポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成する。…」

平成27年2月～平成28年7月文部科学省（スポーツ庁）オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議を全9回開催し、同年7月「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて 最終報告」の取りまとめ。

▼

- (1) スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック教育の意義
- (2) オリンピック・パラリンピック教育の推進体制と全国的なオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの推進
- (3) 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

⇒「オリンピック・パラリンピックに関する指導参考資料」を作成・配布

## 2 東京都の動き

平成28年度より、都内全ての公立学校で「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、教育プログラムを推進。

▼

具体的には、各学校の特色を生かし、教育活動全体を通して年間指導計画を作成し、年間35時間程度を目安に展開。さらに、特定の教科等に偏ることなく全ての教育活動で展開するとともに、体験や活動を重視し、実施していくこととしている。

「オリンピック・パラリンピック学習読本」や映像教材を作成し、全校へ配布し、活用を図っているほか、教員向けの指導書や実践事例集等の作成・配布を行う。

## 3 札幌市の動き

平成28年度より、「オリンピック・パラリンピック教育推進事業」を実施。

- (1) オリンピアン・パラリンピアンを学校に招いて行う学習
- (2) オリンピックミュージアムを活用した学習
- (3) 冬季スポーツ施設における体験的学習

▼

平成28年度は、小学校20、中学校7、高等学校2の実績

オリパラの価値や理念についての理解促進を図る学習資料を作成し、市内小学4～6年生児童へ配布した。